

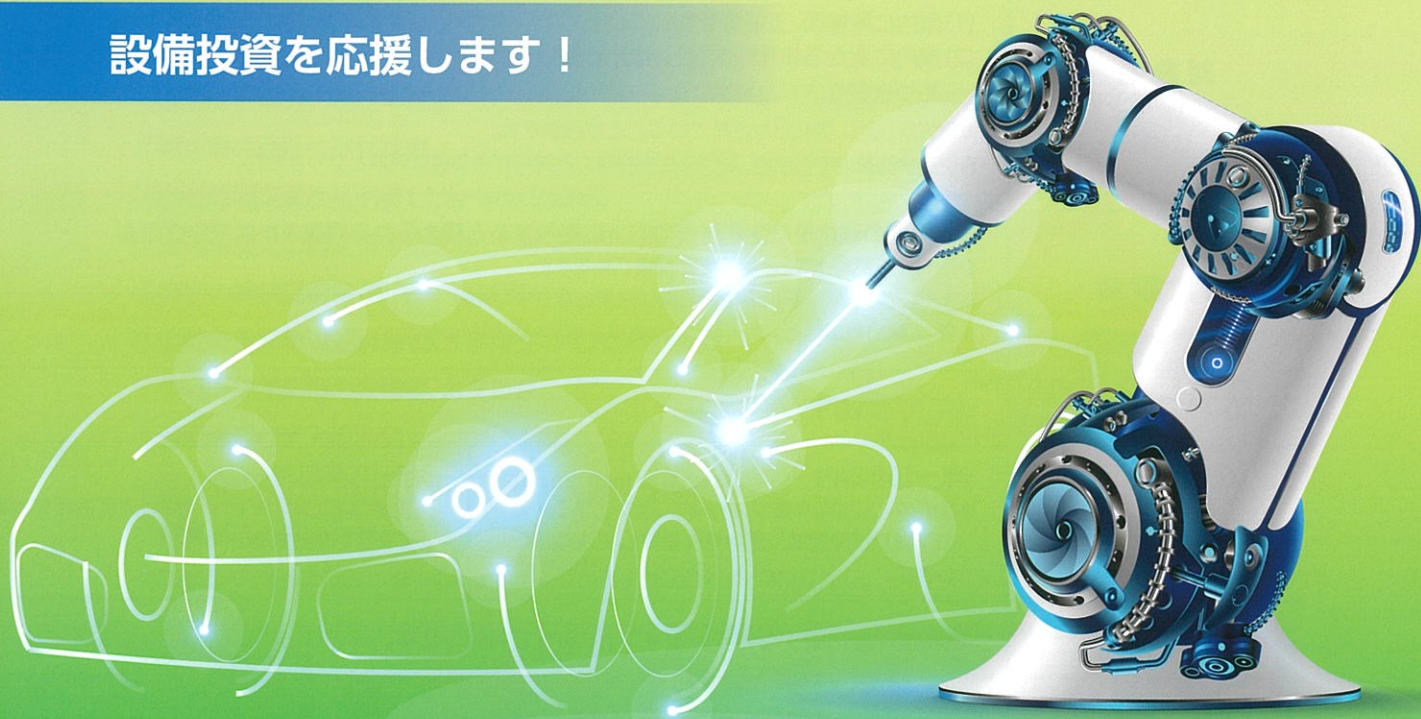
機械設備類 貸与制度

割賦・リース

長期 (最長 10 年)

低利 (年 0.9% から)

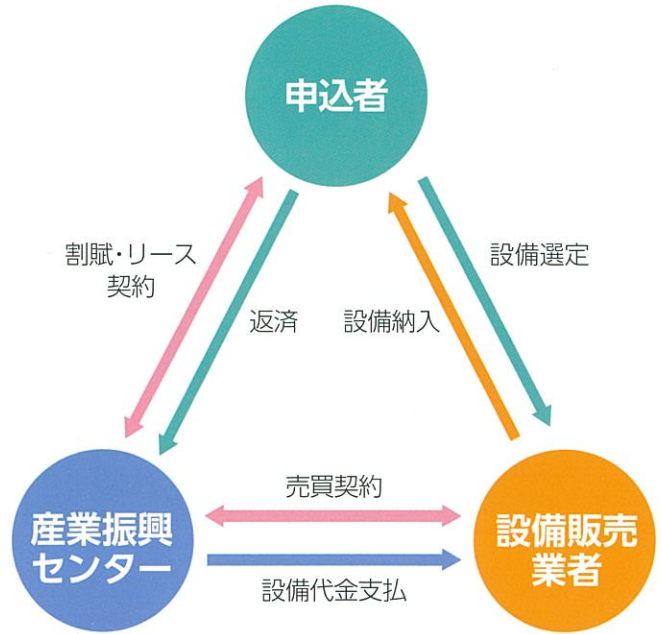
設備投資を応援します！



中小企業者等の皆様が希望する
機械設備類を当センターが購入し、その代金を
分割又は一定のリース料でお支払いいただく
割賦販売・ファイナンスリース制度です。

ご利用のメリット

- 金融機関の借入枠外で設備投資できます。
- 割賦損料・リース料率は固定金利のため、安心して資金計画が立てられます。



制度概要

	割賦販売	リース
対象者	(1) 県内に事業所、工場等を有している中小企業者(中小企業基本法第2条第1項各号に掲げるもの) (2) 県内に主たる事務所を有し、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された組合 ※県内所在地に登記がなされていることが必要です。 ※反社会的勢力である者、及び反社会的勢力と関与がある者は対象となりません。	
対象設備	経営基盤の強化及び生産技術の向上に寄与すると認められる設備またはプログラム ※県内に設置し、自社で使用する設備であること。 ※すでに設置済み、契約済みの設備は対象となりません。 ※車両、建設機械など、リースの対象とはならない設備があります。	
貸与限度額	50万円～1億円	
期間	3年～10年以内 ※設備の法定耐用年数や、経済的に陳腐化するまでの年数及び設備購入価格等を勘案して決定いたします。	3年～10年以内 ※設備の法定耐用年数や設備購入価格等を勘案して決定いたします。
連帯保証人	「経営者保証に関するガイドライン」に則って判断します。	
担保	原則不要	
返済方法	口座振替による月賦償還 ※一定の基準により、手形償還が条件となる場合があります。	
保証金	設備価格の10% (割賦契約時に納入していただきます。)	—
一部内入	<ul style="list-style-type: none"> ●借入利息を軽減するため、設備価格の1/2以内の内入(前納)が可能です。(ただし設備価格2,000万円以上の場合) ●金融機関の借入との協調が可能です。 ●事前にご相談ください。 	

料率表

直近2ヶ年分の決算書の内容に基づいて料率が決定されます。

(令和2年4月 現在)

割賦損料率	年率 1.10% ~ 2.20%
被災事業者特別料率	※東日本大震災、令和元年東日本台風等の被災事業者は、上記より ▲0.2% が適用されます。 ※市町村発行の罹災証明書または被災証明書の写しが必要となります。
月額リース料率 (期間7年の場合)	1.322% ~ 1.374% ※設備金額 × 月額リース料率(%) = 月々のお支払い額(百円未満切り捨て)
被災事業者特別料率	※東日本大震災、令和元年東日本台風等の被災事業者は、上記より ▲0.01% が適用されます。 ※市町村発行の罹災証明書または被災証明書の写しが必要となります。

詳細はお問い合わせください。

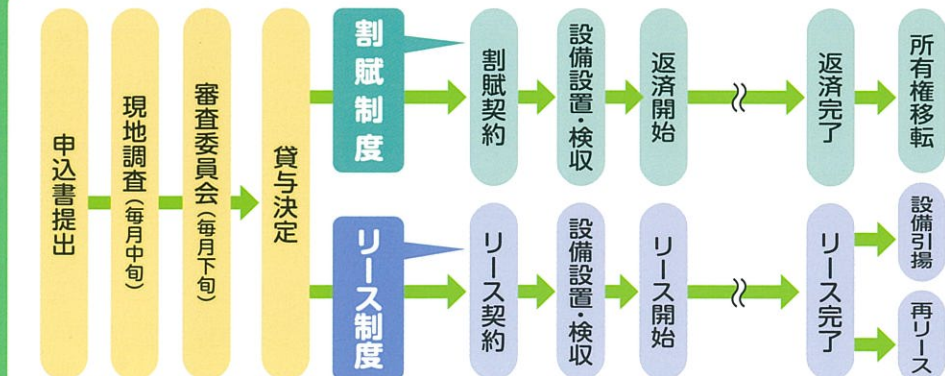
申込手続き

- 申込期間 常時受付しております。
(原則として、毎月5日に締め切り、当月末までに審査結果をお知らせします。)
- 申込方法 下記必要書類を、申込窓口までご提出ください。(郵送でお送りいただいても結構です。)
- 申込窓口 (公財) 福島県産業振興センター 資金支援課
- 必要書類
 - ①貸与申込書
 - ②直近2ヶ年分の税務申告書一式(決算書、勘定科目内訳書、固定資産減価償却内訳明細書を含む)
 - ③直近時の合計残高試算表
 - ④会社の固定資産証明書(土地・家屋名寄帳)
 - ⑤連帯保証人の固定資産証明書(土地・家屋名寄帳)
 - ⑥県税の納税証明書(県民税・事業税)
 - ⑦会社の登記事項証明書(個人事業主の場合は住民票)
 - ⑧申込み機械設備の見積書、カタログ
 - ⑨金融機関の借入返済表
 - ⑩反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書
 - ⑪役員名簿一覧



※①、⑩、⑪の用紙は、当センターのホームページからダウンロードが可能です。

申込から償還完了までの流れ



※審査の結果、ご希望に添えない場合もあります。

割賦・リースの違い

	割賦販売	リース
所有権	●完済までは当センターが留保し、完済後に移転します。	●所有権は当センターにあります。
税務処理	●固定資産に計上し、固定資産税の申告・納付が必要です。	●固定資産税は当センターが納付します。
損害保険	●貸与期間中は、貸与設備に損害保険を付保し、保険料を負担していただきます。	●当センターがリース設備に損害保険を付保しますので、保険料の負担はありません。
その他	●元金償還は6ヵ月間据え置きです。 ●設備価格の10%の保証金が必要です。	●リース契約は中途解約ができません。 ●リース期間終了後は、再リースにより継続使用も可能です。

対象設備例

製造業	NC旋盤、マシニングセンタ、測定機、食品加工機械、など
建設業	油圧ショベル、ホイールローダ、ブルドーザ、など
運送業	大型トラック、冷凍冷蔵車、ユニック車、など
サービス業	冷凍ショーケース、冷凍機、厨房設備、など
その他	ボイラー、キュービクル、排水処理設備、ソフトウェア、など



対象外となるもの

- 土地・建物
- 建物と一体型の設備
- レンタル用の設備
- 既に導入している設備 など

お申し込み・お問合せ先

公益財団法人
福島県産業振興センター 資金支援課

〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま6階

TEL. 024-525-4075

FAX. 024-525-4079

<http://www.utsukushima.net/setubi>

